

2 . 講義 地域活動が拓くまちづくり

講師 松下啓一（相模女子大学社会マネジメント学科教授）

1) 地方分権を背景として

今日は自治基本条例の提言案が出ているので、その背景についてお話したい。自治基本条例がどのくらいあるのか、という質問を受けることがあるが、数ははっきりしない。なぜはっきりしないかといえば、名前がはっきり決まっていなから、という面がある。今回の一宮の例でも、自治基本条例とは書いていない。しかし、それらしいのを拾うと、1800 の自治体で、150 くらいはできている。この条例は、いずれ全国の自治体で標準装備されるものだろう。

自治基本条例が何なのか、というのは、なぜ、これを作るのかということがはっきりしないと、いけない。それによって、中身が変わってくる。

一般的には、地方分権だといわれている。2000 年から地方分権が具体化した。それまで地方に権利がなかったのか。なかったわけではないが、国が考えて、地方にこれをしなさい、という仕組みできていた。

機関委任事務として、自治体の長は国の仕事をしていた。県は 7 割、市町村で 4 割。それがなくなったのが 2000 年。ここから、自治基本条例につながっていく。

2) 自治基本条例は憲法なのか、道具なのか

考え方は 2 つに分かれる。ひとつは自治体の憲法を作る、という考え方。憲法が何のためにあるかといえば、行政が市民の権利を侵害する、それを守るためのもの。勝手に税金を取ったり、逮捕したりすることができないようにする、ということ。この考えを進めると、お役所をがんじがらめにして、役所を縛ればハッピーになる、という考え方で、これは有力な考え方。

私はどちらかというとき少数説。自治基本条例はお役所を縛るだけではない。それだけでは市民は幸せになれないから。自治体・議会をがんじがらめにするのではなく、加えて、お役所・議会が精一杯力を発揮してもらい、同時に、まちの市民（個人も企業も）がのびのびと活動する、というためのルール。

私は憲法ではなく、まちを作る道具、といっている。どちらの立場に立つかで、書くことが変わってくる。

3) まちづくりも野球も全員で

よく、市政という言葉がある。ものすごく抽象的な言葉に聞こえるが、市民の一番の関心事は、安全。子どもの安全。あちこちでおかしな事件がおきている。子どもを安心して遊ばすこともできない。もうひとつは高齢者・障害者の人たちの福祉。健康で暮らせる、ということが関心事。それが市政の重要事項だといつも申し上げている。

そう考えると、地域の安全を誰が作るのか。役所を縛って、がんじがらめにして作れるのか。お役所や議会も子どもが安全に暮らせるように、できることを精一杯する、市民もできることをするということが大事。そうすると、ルールはおのずと決まってくる。そういうまちを作っていくことが今、一番大事だと考えている。

野球は9人でやろう、とっている。お役所だけでやろうとしたら、6人だけでやっているようなもの。今まで玉の来なかった外野にいる市民にも、どんどん玉が飛んでくる。それぞれが役割をしっかりと発揮できるように、応援できるようにする仕組みが自治基本条例だと考えている。だから、時間を使って、税金を使って議論しているのだと思っている。

4) ルールは当事者が作るからこそ、守られる

そうすると自ずと作り方も決まってくる。野球の9人がそれぞれどう動いたらいいのか、ということを考えるためには、9人で作らなければならない。専門家だけで作ってはいけい、というものではない。

当事者ということになると、条例を作るプロセスにも市民に入ってもらおう。全国で始まっていることもそういうことだろう。ブームや、アライバイ作りではない。

一緒になって考えることで、ルールを守ろうという気持ちになれる。高めていける。そのために、自治基本条例はお役所や大学の先生だけが作る、というものではなく、市民が考えていくということがどうしても必要。手間も時間もかかるが、それ抜きには、これからは立ち行かなくなるのではないか。

5) 人口減少社会の中で、生き方・暮らし方を変える

これからの日本は人口減少社会を迎える。今、一人の女性が生涯を通じて子どもを生む数は、全国平均では1.3人。子どもがどんどん減っていく。50年後には、2/3に減ってしまう。そして税金も2/3に、もしくはもっと減るとのこと。

そのなかで道路や建物、安全を管理していかなければいけない。今までのようにお役所任せではいなくなる。かつてのように右肩上がりになることはならない。その中で尊敬される生き方、暮らし方を作っていく時に入ってきた。その出発点を役所の人が集まってちょこちょこ作ってしまったら、もったいない。

すぐに何か劇的に変わることはないけれど、少しずつ変わるための下地作りだと思う。

6) 市民の声を条例に反映させる

この検討の中ではヒアリングやタウンミーティングなど、たくさんやっている。今までの市民参加は、委員に選んだ市民の方の意見を聞いたならそれでよしとしてしまっていた。そうではなく、限界はあるけれど、もっとたくさんの人から意見を聞こう、としている。

また、作るからには実効性がなければいけない。効果があるような書き方。今後もこの条例を実践する条例を作っていく。出来上がったなら終わりではなく、それを仕組みにしていけることが大事。

内容は同じではない。それぞれのまちで異なる。190人の村もあるし、360万人のまちもある。いずれにしても、市民が主体となって市民が市民の声を聞きながら作ったということが大事で、そのプロセスのひとつがこのタウンミーティング。